# 第1分科会 討論記録

司会:富田 任

(茨城県立歴史館)

記録:浜野一重

(埼玉県幸手市教育委員会)

### 田村達也(鳥取県立公文書館)

戸籍を業務上でも見せてもらえないことがあると報告されたが、鳥取県の小学校の調査を行った際には、公文書館・博物館・図書館は法の枠外ということで学籍簿や職員の履歴なども見せてもらうことができた。

山口県での法的な措置はどうなっているのか。それがないと私たちの仕事は壁に阻まれてしまい、残すべき歴史資料が残せなくなってしまうということが起こり得ると思うが。

## 吉田真夫 (山口県文書館)

法的なことはやらずにこの事業に入って いるので市町村の担当の方にそこまででき なかったのが課題であったし、細かいところまで見られるのかという葛藤もあった。 しかし、大部分の市町村では趣旨を理解され、学籍簿や戸籍も見せてもらえた。

### 司会

法的なことで、戸籍や学籍簿の調査についての事例を話していただける方がいればお願いしたい。

## 佐藤喜好(静岡県磐田市教育委員会)

歴史文書館の準備を担当している。山口県では県から支援を受けられて大変うらやましいと感じた。当市も昨年の4月に合併し、その際に、文書館を立ち上げるので当面旧市町村が保管している文書は廃棄しないようにという指示を出したが、作業の中で職員の意識が低いと感じた。その一例が戸籍である。

戸籍の担当からは、戸籍関係の入った資料は一切歴史文書館へは渡せないと言われ、明治以降の徴兵の際に作った壮丁簿などを含めて、貴重な資料が残っていた旧役場文書も返してほしいと言われているのが実情である。

合併前の旧町役場庁舎を建て替える際には、総務担当から書庫の中のこちらが必要なもの以外は全部処分すると言われ、意識の低さを感じた。昨年合併した後に、準備を進める中で広島県立文書館の安藤氏にお願いして全職員を対象とした文書の保存についての研修会を実施した。文書館は正式に立ち上がっていないが研修は継続していこうと考えている。

総合支所方式であれば職員が配置されるので公文書が捨てられることはないということだが、昭和30年の合併の時には総合支所は1年で廃止されてしまった。今回は2年目に入っているが来年の4月には6課から4課に減るため合併前の役場文書の処分を危惧し、今年の12月までに支所に残され

ている公文書で廃棄予定のものは歴史文書 館にすべて持ってきてほしいという指示を 各支所に出して作業を始めている。

## 橋本唯子(滋賀県愛荘町教育委員会)

町史編纂の学芸員だが、この2月に合併して公文書の廃棄に関しての対処ができる担当がいないので、廃棄直前に持ってスストを見せてもらうことにした。その中に信があったので、町の条例に歴史的に価があると認められるものについては保存をお願いしたが、担当は行政は住民のプライバシー保護であり、全人はその最重要課題を上回るものでは保存の最重要課題を上回るものでで、戦題を上回るもので、戦題を上回るものででは発動でできることが最重要課題であり、ないと言われた。その時は引き下がらざる保存に向かってもらえるのだろうか。

#### 司会

私も市町村の文書管理規程という残すための法的根拠が合併でどうなっているかご意見を伺おうと思っていたが、さらにそれを超えるような事例の報告もあり、規程と個人文書情報保護に関する誤解というところに話が向かっているので何かご意見があれば。

#### 小松芳郎(松本市文書館)

松本市の例を挙げると、平成元年に編纂を始めた段階で昭和の大合併時の旧村の支所・出張所が15あったので、平成元年に1ヶ月かけて山口県と同様に全部調査した。かなり残っていて、市史編纂を盾に中身を問わずに全部封印をして取っておくことにし、結果的に

それら7万点が平成10年10月にできた松本市文書館に入っている。自治体史編纂を契機に旧役場の文書を整理・保存・管理す

ることは可能だと思う。

山口県では目録を作っていると言われたが、歴史資料としての公文書の扱いはかなり慎重でなければならない。松本では文書館で台帳は必要があれば見せているが資料目録的に発行することはしていない。

松本の場合も現地保存だと、「おらが村」という意識があって旧村の地区の人が非常に関心を持っているので守られてきた。平成の大合併の資料だが、松本の場合は4ヶ村合併し4つが支所になっている。昨年4月に調査に行き、廃棄の際には連絡をつける。合併後に気をしてある。合併後に気をしてあるように言ってある。合併後に気をしてあるはいけないのは、公文書が保存してあるに役場や支所・出張所の改築・移転である。市町村は自分の文書を守るために編纂や文書館の構想等の市町村の実情に応じておくという手立てを講じておくという手だと思う。

## 山本幸俊 (新潟県上越市総務部)

「文書館の役割」が大事であると感じている。上越市にも兵事資料が沢山残っていて、この公開については神経質になっているが、公文書館というセクションがあることによって内容を1つ1つ判断し基準を設けて原則公開という措置を講じることができる。

最近文書規程に例外規定を設けている自 治体が多くなってきたが、来年公文書館が できる栃木県小山市には、個人情報保護条 例の中にも歴史的に価値のあるものについ ての例外規定がある。このような点を整備 していくことが必要だと思う。

滋賀県愛荘町の学芸員の方の話は重要だと思う。歴史資料として保存するという条例が愛荘町にあるのか伺いたい。

## 橋本

文書管理規程という条例の中の公文書の 廃棄に関する条文で、ただし歴史的に価値 があると認められるものに関しては然るべき保存の対策をとるという形になっている。 個人情報保護の条例の中にそのような一文 が入っていれば違うのかもしれない。

#### 山本

それは条例ではなく、規程なのではないか。文書管理を条例化するところも出てきているが、例え規程であったとしても相手の職員の対応はよくない。戸籍なども法務局から指示があるので、名寄帳についても相談してみてはどうか。

### 司会

歴史的価値のあるものをいかにして残す かということに話が及んでいるが、これに ついてのご意見をいただきたい。

#### 小松

全史料協の取り組みとその関係についてだが、昨日の研修の鳥取県の事例で、市町村に行く際に平成13年11月に全史料協が総務省にあてた文書と14年2月に総務省から出た通達とそれに基づいて鳥取県が市町村に出した通達を持っていくと発表があった。

どの都道府県でも同様に市町村に投げかけているし、去年と今年国立公文書館が総務省に文書を出し、総務省からもまた去年と今年の6月に「市町村合併に伴う公文書等の保存について」という文書が出されている。市町村はそれを拠り所にすべきであり、その背景には公文書館法がある。

### 戸嶋 明(秋田県公文書館)

秋田県でも鳥取県と山口県の事例に習い、 昨年から今年にかけて今言われた通知や公 文書館法と県で作成した公文書保存マニュ アル等を持って市町村を回っており、でき るだけ市町村長に会うようにした。

調査をしてみると明治期の議会会議録等 明らかに重要と思われるものは残っている が、一般行政事務に関するものが驚くほど 少ないと実感した。現在平成の合併を契機 としての大量廃棄の心配はないが現在の文 書管理の状態が続けばあと10年経つと危機 的な状態になるのではないかと感じた。

それは大半の市町村の規程で保存期間を 過ぎれば廃棄となっていることに問題があ る。それと合併により保存場所が分散する ことも管理上の問題を生むことになる。ま た、公文書館法の理念が住民や職員に浸透 していないこともある。

また、市の規程で「保存期間を経過した文書のうち歴史的価値が認められるものについては廃棄の規定に関わらず引き続き設けるという規定をはならない」という規定を設けたところもある。支所の分散に関してもどのよっており、県としてもどのような支援ができるのか考えている。例えばついる接続ができるのかまるで、関連により、目録作成の支援や研修会の開催、今回の調査結果のカルテ的なものの還元などを行っている。

山口県に市町村を調査して回った際の保 管状況と調査結果の還元の方法、それと目 録作成支援について伺いたい。

#### 吉田

残存の傾向としてはやはり議会議事録・ 土木関係 木・税関係等はかなり多いが総 務的な文書に関しては少なかった印象があ る。また調査結果報告書には市町村名・保 管場所・連絡先等も出すが、あくまでも業 務用としてのもので閲覧用ではない。目録 は、簿冊名・年次・作成者についてを箱・ 棚毎に作成している。

## 高橋

山口や鳥取の取り組みを見ると、昭和30 年前後の大合併のことを思うと隔世の感が ある。昭和の大合併でも何もしなかったわ けではなく、歴史研究者の運動や提起もあ り、総務庁の通達も出ていたし学術会議の 勧告などもあった。それが実現しなかった のになぜ今回は相当なレベルで実現したか というと、アーカイブズ認識の深まりとア ーカイブズシステムの広がりだと思う。

全史料協のような組織ができて、情報と 知識が普及するようになってきたことと、国 立公文書館ができてそれなりの正確な対応を したことがこの潮流を生み出したと思う。

アーカイブズ認識とシステムをどう広げて行くかということと、緊急避難的に保存処置をほどこしたものをどう整理して公開につながて行くかという大きな課題が私達に与えられたという感想を持った。